

湖南省国民保護計画(素案)修正事項一覧表【2回目】

整理番号	頁	行	該当箇所	修正意見等(修正案・修正理由等)	必ず修正を求めべきものには"○"	意見提出部局	市町の対応	修正一覧番号
109 (新規)	5	表	甲賀広域行政組合消防本部 (事務または業務の大綱)	【修正案】 5の「退避の指示」を「退避の指示の伝達」に修正 【修正理由】 退避の指示は市長の権限である。法第153条第1項。なお、広域消防の職員が構成市の職員に併任されており、なおかつ地方自治法153条第1項に基づき市長の委任を受けている場合は、退避の指示を行うことができる。	○	総合防災課	意見のとおり修正します	
14	9	12	(2)社会的特徴	【修正意見】 当該部分については、県としては見直しを求める。しかし、当該部分の記述が必要であるとの判断に変わりが無ければ、市の特徴についての項であるから、貴市の判断を尊重する。できる限り主観を排除し、客観的な文章となるよう表現を工夫されたい。文中の「監視活動」は、「観察」または「観察処分」に改めた方がよいと思われる。公安調査庁が行っている立入検査は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に基づく「観察処分」として実施されているものであり、監視と観察では意味が異なる。	○	総合防災課	意見に準じて修正します	
17	15	下から8	(2)24時間即応体制の確立 ② 初動連絡体制(警報受領、現場情報受信、国民保護関係職員その他関係機関への連絡)	【記述内容の確認】 「初動連絡体制については、市の国民保護担当職員が登庁するまでの間、広域消防にその事務を委ねることとし、職員登庁後直ちにその事務を引き継ぐものとする。」の部分について、広域消防の了解を得ているか。		総合防災課	広域消防の了承を得ています。	
18	16	下から6	(2)消防団の充実・活性化の推進等	【修正意見】 「参集基準については、緊急事態連絡本部体制の設置に伴い参集する。」では、参集人員の規模等が分からないため、参集基準としては不明確であることから修正されたい。例えば、市地域防災計画に消防団員の参集基準が定められている場合は、「消防団員の参集基準については、市地域防災計画に定められている基準に準じて定める。」、広域消防の参集基準を参考にする場合は、「市は、広域消防における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。」といった記述が考えられる。	○	総合防災課	意見のとおり、市地域防災計画に基づき修正します	
63	47	下から14	3 避難住民の誘導 (1)市長による避難住民の誘導	【修正案】 市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員および消防団長を指揮し、広域消防の協力もと避難住民を誘導する。 【修正理由】 避難住民の誘導は広域消防と連携して行うことから、消防長を削除することによって上記のとおり修正されたい。法第62条参照。		総合防災課	意見のとおり修正します	

69	41	16	6 市の行う応援等 (1)他の市町村に対して行う応援等 ① ※移動前 2 関係機関との連携 (1)県への要請等	【修正意見】 避難住民の受け入れについては、①県の避難の指示に基づく場合と②他の市町村からの要請に基づく場合の2通りが考えられるが、法は住民の避難の仕組みとして基本的に①を想定している(法第54条参照)。 また、避難住民の受け入れ能力等については、避難施設に関するデータベース(収容可能人数等)を国・地方自治体で共有することになっていることから(18年度中を予定)、あらかじめ示されていることになる。 さらに、避難住民の受け入れにあたっては、県と調整することになり、市長は法第54条第6項に基づき、正当な理由があれば拒否することができる。 結論としては、上記のことから特筆すべき必要性が低いこと、記載場所として厳密には間違いではないが望ましいとはいえないことから(確認したところ、他に記載場所としてふさわしい場所はない)、削除するのが適切であると思われる。	○	総合防災課		
112 (新規)	47	下から5	(3)避難誘導を行う関係機関との連携 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員および広域消防等のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長等または国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官または自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。 また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。 これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。	(3)避難誘導を行う関係機関との連携 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員および広域消防等のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長または国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官または自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。 また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。 これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。 海上保安部が入らないことから「警察署長等を警察署長」に修正		警察本部 警備第二課		意見のとおり削除します
113 (新規)	56	表	表中の 県警察・ 関係機関等	表中の 県警察 市町村国民保護モデル計画との整合性から「関係機関」を削除修正		警察本部 警備第二課		意見のとおり修正します